

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を 改正する規則	福利・給与室	1頁
	公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を 改正する規則	福利・給与室	1頁

お 知 ら せ

平成22年4月23日付け三重県公報第2182号に、教育委員会関係規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成二十二年四月二十三日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
第四号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和三十九年 三重県人事委員会規則 第二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第六号中「の週休日」の下に「勤務時間条例第八条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の規定に基づき、公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十二年四月二十三日

三重県人事委員会委員長 飯 田 俊 司
三重県教育委員会委員長 牛 場 まり子

三重県人事委員会規則
第五号
三重県教育委員会規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和四十五年^{三重県人事委員会規則}
^{三重県教育委員会規則}第二十一号）

の一部を次のように改正する。

別表第三第一号の項第六号中②を削り、③を②とし、④を③とし、⑤を④とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の公立学校職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の規定は、平成二十二年四月一日から適用する。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社